

「ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業／AI 用データセンターにおけるソフトウェア技術ニーズ分析とテストベッド運営基盤に関する調査」の公募要領

【受付方法】

本公募は、電子申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

2026 年 7 月 16 日(木)～2026 年 8 月 21 日(金) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下の J グランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDckaMAD?wfid=a0XJ20000078fcUMAY>

【留意事項】

※J グランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに J グランツ上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

2026 年 7 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

AI・ロボット部

目次

1. 事業内容及び公募対象	3
(1) 事業内容	3
(2) 公募対象	3
2. 応募要件・実施要件	3
3. 応募方法	4
(1) 提出期限及び提出方法	4
(2) 提出書類	6
4. 採択先の選定	7
(1) 審査の方法	7
(2) 審査基準	7
(3) 採択先の公表及び通知	9
(4) 選定スケジュール	9
5. 公募説明会の開催	9
6. その他重要事項・留意事項	10
7. 問い合わせ先	10
8. その他	10
9. 掲載資料	10
【別紙】その他重要事項・留意事項	12
◆応募にあたっての留意事項	12
(1) 契約等に係る情報の公表・開示	12
(2) 提出書類の情報の取り扱い	12
◆事業運営及び実施に係る各種手続き	12
(1) 事業運営	12
(2) 採択後の各種事務手続き	12
(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	13
◆法令遵守、研究不正への対応	13
(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）	13
(2) 研究不正への対応	14

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」を実施しております。詳細は、経済産業省が定める研究開発計画をご参照ください。

今回以下に記載するプロジェクトの公募を実施いたします。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 事業内容及び公募対象

(1) 事業内容

第4世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第5世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まっていますが、さらに超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（以下、「ポスト5G」）は、今後、スマート工場や自動運転といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されています。

NEDOは、本事業を通じて、ポスト5Gに対応した情報通信システム（以下、「ポスト5G情報通信システム」）の中核となる技術を開発し、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指します。

なお、今回の公募においては、以下の調査に関する募集を行う予定です。

〔1〕時代進化の速いAI研究開発分野において、AI用計算資源に必要とされる技術も変遷していくものと考えられます。この変遷に対応し必要な技術を見極めるため、その調査を行います。

〔2〕テストベッド※においては、AI半導体の後継機種置き換え、新製品の追加整備や設備運用費など継続的に費用が発生します。どのような戦略が研究開発基盤としての有用性維持に有効であるか仕組みの在り方などについて調査を行います。

※テストベッドとは、AIサービス提供者や計算資源提供者等が、多様なAI半導体の特性を踏まえた性能評価や動作検証等を試験的に行うことができる共用の実証環境を指し、関連事業（[「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業／ポスト5G情報通信システムの開発／（g6）AI用計算資源の高度化に向けた研究開発」に係る実施体制の決定について](#)）において構築を進めています。

(2) 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

対象	予算規模	事業期間
AI用データセンターにおけるソフトウェア技術 ニーズ分析とテストベッド運営基盤に関する調査	1億円以内	2026年度～2027年度

その他の詳細は「仕様書」を参照してください。

2. 応募要件・実施要件

【応募要件】

応募資格のある法人は、次の（１）～（３）までの条件を満たす、単独ないし複数で受託を希望する、企業・大学等であることが必要です。国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- （１）当該技術又は関連技術の調査実績を有し、かつ、調査目標達成及び調査計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- （２）委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- （３）NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

【実施要件】

本調査は、採択後、調査委託契約を締結します。調査委託契約の締結にあたっては、最新の「調査委託契約約款」及び「ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する調査委託特別約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。

事業の実施にあたっては、該当する約款およびマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

【参考】

●委託事業の手続き：約款・様式

契約書・約款・様式（委託事業）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する調査委託特別約款

https://www.nedo.go.jp/news/other/ZZIT_00034.html

●委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

3. 応募方法

（１）提出期限及び提出方法

提案書等の提出書類を準備し、以下の提出期限までに電子申請システム「J グランツ」上で申請してください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2026 年 8 月 21 日（金）正午申請完了

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO のウェブサイトでお知らせいたします。

【提出先】 J グランツ公募ページ申請 URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDckaMAD?wfid=a0XJ200000078fCUMAY>

【提出方法】

電子申請システム「J グランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J グランツ上の申請は不要です。

J グランツの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J グランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や J グランツ利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

【参考】NEDO 事業の公募における J グランツでの応募受付について

https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html

【提出にあたっての留意事項】

- ・提出書類は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- ・「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・J グランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- ・万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で J グランツが利用できない、J グランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない 等）により、提出期限までに J グランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。
- ・J グランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。
- ・アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公正な審査を行うための利害関係の確認として、J グランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。

■入力項目

- ①代表法人名称及び共同提案法人名称（共同提案の場合は、提案法人名を列記）
- ②提案の概要（300 文字以内）
- ③提案内容、手法のポイント（600 文字以内）
- ④責任者名（所属部署・職名含む）（法人毎に列記。研究開発責任者（共同提案の場合の研究開発統括責任者候補含む））
- ⑤利害関係者（※）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から申請時に入力いただいた情報を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、「利害関係者」欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(2) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は各書類内をご参照ください。

提出書類
① 別添 1：提案書【PDF】
② 様式：積算用総括表【Excel】（①に埋め込んだ表のオリジナルファイル）
③ 別添 2：提案者情報【Excel】
④ 別添 3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況【PDF】
⑤ 別添 4：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制の確認票【PDF】

⑥ 会社案内一式（以下を PDF ファイルとして統合したもの。）【PDF】（※1）
— 会社案内（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書） — 直近の事業報告書 — 直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）
⑦ （必要な提案者のみ）国外企業等と連携する、又はその予定がある場合には、当該国外企業等が連携している、もしくは関心を示していることを表す資料【PDF】
⑧ 提出書類チェックリスト【PDF】

（※1）

- ・共同提案の場合は各社分を提出願います。
- ・提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は、会社案内の提出は不要です。また、再委託先・共同実施先分の提出は不要です。
- ・財務諸表には、「貸借対照表」、「損益計算書（製造原価報告書（製造業等の場合）、販売費及び一般管理費明細書を含む）」、「株主（社員）資本等変動計算書」を含めてください。
- ・「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
- ・審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。また、提案者の財務状況によっては、追加的に親子会社、関係会社等や再委託先・共同実施先に対しても財務関連資料の提出を求める場合があります。
- ・直近の事業報告書や単体／連結財務諸表を Web ページ上で公表している場合には、その公表 URL を「別添 3：提案者情報」中に明記する形で可とします。連結財務諸表は作成している場合のみ、提出してください。
- ・再委託先・共同実施先分の事業報告書及び財務諸表の提出は不要です。
- ・法人が設立されたばかりで財務諸表が 3 年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

4. 採択先の選定

（1）審査の方法

NEDO が設置する外部有識者による採択審査委員会と、NEDO 内に設置する契約・交付審査委員会の二段階で審査します。

採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業者候補を選定します。契約・交付審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

必要に応じて、NEDO からヒアリングや資料の追加、代表者面談等を複数回お願いする場合があります。採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

（2）審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案の適合性
(NEDO の意図に合致しているか 等)
- ii. 提案の具体性・優位性
(提案に具体性があるか、スケジュールが効率的か、提案に優位性があるか 等)
- iii. 実施体制・能力
(役割分担が明確で適切な遂行体制か、必要な実績や人員を有するか 等)
- iv. 提案の経済性
(予算の範囲内で適切に計上し、妥当な予算規模か 等)
- v. 経営基盤
(経営状況は良好か 等)
- vi. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

b. 契約・交付審査委員会の選考基準

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の事業に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等を行う体制が整っていること。(再委託予定先等含む。国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 - 3. 当該開発等の実施に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、事業者名（再委託先・共同実施先含む）、事業概要を NEDO のウェブサイト等で公表します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査委員の氏名の公表

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（予算や体制の変更、経費の支払方法 等）を付す場合があります。

d. ニュースリリース

必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) 選定スケジュール

2026 年 8 月 21 日： 公募締め切り
2026 年 9 月下旬（予定）： 採択審査委員会
2026 年 10 月上旬（予定）： 契約・交付審査委員会
2026 年 10 月上旬（予定）： 採択先決定
2026 年 10 月中旬（予定）： ウェブサイトに公表
2026 年 12 月上旬（予定）： 契約締結

5. 公募説明会の開催

本公募について、以下のとおりオンラインでの説明会を開催し、調査概要や提案にあたっての留意事項等について説明します。説明会の参加は任意となりますが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の事業者は、下記の日時までに、申込先の登録フォームに、ご氏名、E-mail アドレス、組織名を登録してください。

<説明会の日時、形式>

日時：2026 年 7 月 23 日（木）13 時 00 分～14 時 00 分

形式：オンライン開催（Microsoft Teams での開催となります。オンライン参加 URL は、以下の参加申込方法より申込（登録）後、ご登録いただいたメールアドレスへお送りします。）

備考：公募説明会では、主に重点事項及び申請時の留意事項についてご説明します。ご参加に当たっては、事前に本公募要領、仕様書等の公表資料をご確認いただきますようお願いいたします。

<参加申込方法>

申込期限：2026 年 7 月 22 日（水）17 時まで

申込先：<https://events.teams.microsoft.com/event/34c1afc6-9a8e-4045-8aa6-11218f4068a6@9151c5b6-2333-429d-abf0-0378f5e583c1>

6. その他重要事項・留意事項

応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

7. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降の問い合わせは、公募締め切りの2営業日前まで、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

AI・ロボット部 市橋、川村

E-mail: post5g_calcpf[*]ml.nedo.go.jp

E-mailは上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

8. その他

【NEDO 公式 SNS】

以下リンクのNEDO公式SNSをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

【NEDO 事業に関する制度改善アンケート】

NEDOでは、NEDO事業に関する制度改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「2026年度NEDO事業に関する制度改善アンケート」から、ご意見お寄せください。なお、内容については、本事業に限りません。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/questionnaire.html>

9. 掲載資料

公募に係る関連資料は以下のとおりです。

- ・研究開発計画（経済産業省ウェブサイト参照）
- ・公募要領（委託）[本書]
- ・仕様書
- ・別添1：提案書
- ・別添2：提案者情報
- ・別添3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- ・別添4：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票
- ・別添5：ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（基金設置法人が実施する業務関連）に関する調査委託特別約款

- ・ 様式：積算用総括表
- ・ 提出書類チェックリスト

【別紙】その他重要事項・留意事項

◆応募にあたっての留意事項

(1) 契約等に係る情報の公表・開示

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）や「NEDO における随意契約情報の公表に関する運用指針」に基づき、採択決定後、NEDO との関係や契約に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

また、外部からの問い合わせに応じて、契約額や交付決定額を開示する場合があります。

【参考】契約に係る情報の公表について

<https://www.nedo.go.jp/content/100431960.pdf>

随意契約に関する事項

https://www.nedo.go.jp/nyusatsu/zuiikeiyaku_top.html

(2) 提出書類の情報の取り扱い

NEDO は、応募書類等の提出書類を審査のために利用します。

また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

◆事業運営及び実施に係る各種手続き

(1) 事業運営

①全体の運営方針

NEDO は、仕様書及び本公募要領に沿って、本調査を運営します。NEDO が提示する仕様書及び本公募要領を必ずご確認ください。

なお、調査の進捗や評価、周辺環境の変化（内外の研究開発動向、政策動向、市場動向等）などの状況を踏まえ、調査内容の見直しや調査を中止する場合があります。

(2) 採択後の各種事務手続き

本事業における契約や検査等の事務処理手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただきます。利用に際しては利用規約に同意の上、利用申請書の提出もしくは G ビズ ID を用いた利用申請が必要です。

G ビズ ID の詳細は、G ビズ ID ホームページをご確認ください。

【参考】NEDO プロジェクトマネジメントシステムの利用規約

<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>

G ビズ ID ホームページ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(3) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

◆法令遵守、研究不正への対応

(1) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という）に基づき輸出管理（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※）。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結又は交付決定時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約・交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

（※）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。

また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター モデル CP のご紹介
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障輸出管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(2) 研究不正への対応

①公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※1））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※2））に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2)「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください： NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- b. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- vii. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - viii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - ix. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDO の事業への応募を制限します。(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - x. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - xi. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- c. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

②研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

(※1)) 及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。(※2)) に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※2) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

【研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号：044-520-5131

(電話の受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html